

高齢者虐待防止対策指針

さんむ医療センター居宅介護支援事業所

1. 基本的な考え方

さんむ医療センター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）では、虐待の発生又はその再発を防止するため、職員は策定した本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で、利用者に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的か、結果的かを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の身体・精神・生活・環境等を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をしたり、させたりすること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止対策を検討する委員会、又はワーキンググループの設置

(1) 事業所は、虐待防止及び早期発見への対応を図るため、虐待防止対策の委員会又はワーキンググループ等（以下「委員会等」という。）を設置し、虐待防止措置を実施するための担当者を定め、重要事項説明書等に記載する。

(2) 委員会等の委員は、事業所及びさんむ医療センター訪問看護ステーションの職員その他、病院職員をもって構成する。

(3) 委員会等は、年1回以上、開催する。

(4) 委員会等の審議事項は次のとおりとする。

- ① 虐待防止のための指針に関すること。
- ② 虐待防止のための職員研修に関すること。
- ③ 虐待等について、相談・報告する体制整備に関すること。
- ④ 高齢者虐待を把握した場合の、市への迅速かつ適切な通報に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合、原因等を分析し再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員の権利擁護及び高齢者虐待防止の研修は、適切な知識を普及・啓発しつつ、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上、実施又は外部研修に参加するものとする。また、新規採用時には別途、研修を実施又は外部研修に参加するものとする。
- (3) 研修内容は、実施要綱、資料、出席者等を記録し保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合、速やかに市に報告しその要因の除去に努める。
- (2) 緊急性が高い場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の体制

- (1) 利用者やその家族、又は職員等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合、市及び関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 必要に応じて事実を公表し、関係機関等に説明を行う。
- (4) 虐待への対応は、厚労省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」及び、千葉県「高齢者虐待対応マニュアル」を参考にすることとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、権利擁護事業等の情報を提供し、適宜、関係機関の窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口で受けた内容は、個人情報に留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (2) 相談受付後の対応は、上記「6」によるものとする。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針をいつ、誰でも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部・外部の研修には積極的に参加し、サービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附 則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。